

項 目	内 容
1. 商品名	普通預金
2. 販売対象	制限ありません。
3. 期間	定めはありません。
4. 預入（受入）方法 （1）お預け入れ方法 （2）お預け入れ金額 （3）お預け入れ単位	いつでもお預け入れいただけます。 1円以上 1円単位
5. 払戻（支払）方法	いつでもお引き出しいただけます。
6. 利息 （1）適用利率 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）課税方法 （5）金利情報の入手方法	毎日の当金庫営業店店頭に表示する利率を適用します。（変動金利・変動基準なし） 毎年2月と8月の当金庫所定の日にお支払いします。 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とした日割計算により算出します。 利息の20%（国税15%、地方税5%）が分離課税されます。 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
7. 手数料	自動機（現金自動預金支払機等）によるお預入・お支払い等にあたっては、カード規定に定める手数料がかかることがあります。
8. 付加できる特約事項	満20歳以上の個人のお客様は、総合口座による当座貸越のお取扱いができます。 少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客様は、マル優のお取扱いができます。
9. 中途解約時の取り扱い	定めはありません。
10. 重要事項について	この預金は預金保険の対象となります。（1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）
11. その他参考事項	公共料金等の自動支払い及び給与・年金等の自動受取のお取り扱いもできます。 この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。 次のいずれかに該当した場合には、預金口座を解約させていただきます。 ・預金口座名義人の不存在、預金口座名義人の意思によらない口座開設が明らかになった場合。 ・法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められる場合。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部（当金庫営業日9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～15時、電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）10時～12時・13時～16時、電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～17時、電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（信用金庫営業日9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。